

と、一年間に十四億ガロン(一ガロンは約二升五合に當る)の牛乳が產出し、其の内三分の一が飲料牛乳として用ひられ、三分の二はバターやチーズに製造せられるのであるが、然もこの飲料牛乳の十分の一は、仲買人に依つて贋造されるのである。ミッテュルはこの量は決して過大視したものではないといふて居る。

かくて牛乳が一般に贋造されることは、何れの國に於ても注意され、其の最も多くの場合は、規定以上に多量の水を加へることであつて、時には水を加へて色の稀薄となれるに對し、贋造としては頗る拙な方法ではあるが、白堊の水溶液や米研ぎ水などの混合されることがある。

二、其の他の飲食物の贋造 飲食物に、水其の他それに類似したものを混合して販賣し、以て不正の利益を得んとする企は、極めて廣い範圍に行はれて居る。酒に水を加へ、醤油に鹽と水とを加へるが如きとは、最も普通に行はれて居る簡単なものであるが、中には杉の木を煮出した水を酒に加へ、荒布を煮出した水を醤油に加へるが如き、稍手數をかけたものもある。

英國などに於ては、小麥粉に石膏の粉末を混じ、バターに澱粉粥を雜じへ、或は

糖蜜に水を、砂糖に砂を加へるやうなことも、往々行はれて居る。

然もこの種の飲食物の贋造は、一般人の知識の向上と科學の發達とに伴つて、益巧妙に行はれるやうになり、漸次普通の知識を以てしては、容易にこれを看破することの出來ない程度にまで、益進むものといはねばならない。

其の他特殊なものとしては、穀物商が穀物殊に白米などに霧を吹きかけ、其の量を増加せしめて販賣するが如き、或種の菓子に砂糖の振りかけられたやうに裝ふ爲めに、一種の白い砂を用ふるが如き、何れも往々にして見聞される不正行為である。かくてかゝる種類の事實を擧げ來たれば、殆んど枚舉に遑なきほど、色々な飲食物の特殊な贋造物が存在するのである。

唯それ等のものが、特に人體に有害なものでない場合には、購買者はそれに對して深き疑念をも懷かず、又販賣者や製造者は廉價なるを以て當然なりといふが如き念を有し、その爲めに假令購買者は自己の求めんとするものゝ外に、他の不必要的又は幾分か有害なものゝ混合されて居る物品を、不知不識の間に買つて居るといふ結果をなして居るのである。而してかゝる事實は、假令購買者が

心づかぬにせよ、又その贋造飲食物が有害ならぬものなるにせよ、決して公益的のものといふことは出來ない。善良なる社會の秩序を保持する上からは、當然これを取締らねばならないものである。

四、毒殺・自殺

飲食物に關する犯罪に附帶して考へざるべきからることは毒殺の問題である。

一、毒殺と一般の犯罪 吾人が一般に犯罪現象を研究する上に於て、毒殺は頗る特殊なものであり、又頗る興味あるものである。殊に毒殺は、加害者が直接に被害者に接しなくて行はれ、又被害者に心づかしめないで行はれ得るものであるから、若年者が成年者に對し、女子が男に對し、筋力弱きものが強きものに對し、知能の比較的に劣つたものが秀れたものに對して、生命に關する危害を加へんとするやうな場合には、古來毒殺の方法が頻々と用ひられた者である。然も人の生命に危害を與へるやうな有毒性物質は、古今を問はず東西を論せず、又文明程度の如何をいはず、自然に發見されて居つた。その爲めに、古來の繁雜な關

係にある犯罪には、有毒性物質が其の中心をなし、殊に著名な殺人事件に於ては、毒殺に關するものが頗る其の多くを占めて居る。

而して生理學・化學・病理學等の發達しなかつた時代に於ては、或種の有毒性物質を以て危害の加へられた場合には、其の被害者の身體上の外觀に、甚だしき異狀を呈せざるともある。それ故不可解な若しくは特殊な急病に因る者として考へられ、加害者の方に於て、顯著に疑はしき事實なきに於ては、それが刑事上の問題とならずして終り、時には數ヶ月又は數ヶ年を経て、初めて問題を惹起したやうなこともあるのである。かくて古に於ては、毒殺は他の犯罪に比して罪跡を晦ます上に、最も便利なものとして取扱はれたのである。

二、科學の發達と毒殺並に自殺 然るに近代に於ける科學の發達は、生理學・化學・病理學等の發達を伴ひ、身體上の變調に關する嚴密にして正確なる判定を下し得ることが極めて多くなつた。殊に毒物學・裁判化學の進歩は、益々この方面に於ける一新生面を開くに至り、從來其の解決の極めて困難なりしが如き場合にも、頗る容易に其の鑑査をなし得るに至つたのである。少くも刑事裁判上に、

一つの光明を與へ得たのである。

然れどもこれを他面より觀察すれば、本章の始めにも述べた様に、一には科學工業の進歩と共に、種々なる方面に有毒性、若しくは有害性物質が使用され、二には化學に關する知識の普及と共に、從來一般人から注意されなかつた方面的有毒性、若しくは有害性物質が、比較的に通俗化して多くの人に知らるゝに至り、かくて動もすれば自己又は他人の生命に危害を加へんとする動機から、これ等の物質の用ひられることがあるに至つたのである。

即ち換言せば、一方では毒物學や裁判化學が發達して、疑はしき屍體又は身體上の異常な變調に關する明確な判斷を與へるに至つた。其の反面では、かかる疑はしき屍體や身體上の異常な變調に、正しい説明を附せねばならぬ機會が、寧ろ増加する傾向を生じたといはねばならない。いふまでもなくこれが今日に於ける科學と犯罪との關係する一つの注意すべき部分を示すものである。

五、無機性毒物

吾人の健康上に有毒な、若しくは有害な物質は、既に第二節において我邦の法

令上注意されて居るものを見ると、更にこれを分類して見る時には、一に重金属、二にアルカリ土類及びアルカリ類、三に磷酸類及び造鹽素、四に燐、五に瓦斯類として見ることが出来る。

一、重金属 これに屬するものは、次の諸原素及び其の化合物であつて、即ち砒素、アンチモニウム鉛、カドミウム、クローム銅、水銀、銀、蒼鉛、亞鉛錫等が主なるものであつて、これに次いで金、ウラニウム、鐵、ニッケル、コバルト、マンガン、アルミニウム等も、時に裁判化學的検査物體となることがあるのである。

重金属の作用は、蛋白質に逢つて不溶解性の金属アルブミナードを形成し、以て生活體を毒するのである。其の他アルブミナードに因つて、金属鹽類から遊離された酸類も、亦同時に多少腐蝕作用を逞しうることがある。従つて金属中毒は、殆んど常に固有の解剖的變化に因つて知られるものである。

而してこれ等の物質が、裁判化學の對照となる場合には、多くは多量の有機物と親密に混合し、又はこれと化合して居るものであるから、これが検査に於ては、往々金属原素の單純確實な反應が起らないこともある。従つて金属毒を出来る

だけ完全に、有機物質から分離することが肝要である。且又同一の金属原素であつても、可溶性で有毒性の化合物となることもあります、又時には不溶性で無毒性の化合物を生ずることもあるから、金属原素の検出された以上、更に進んでそれが如何なる化合物として存在せるやをも、鑑定しなければならない。例へば、普通の分析で水銀の存するとが明らかになつたとすれば、次に其の検査物體をエーテルで取扱つて見て、水銀が溶出したとすれば、それは可溶性のクロール化合物、即ち劇毒な昇汞の存することが知られ、これに反して其の検査物體をエーテルや水や酸類で取扱つて見て、少しも水銀の溶出することがなかつたならば、それは不溶性の硫化物即ち無毒な者の存することを知る如きそれである。

而して一々の金属の検出法は、全然裁判化學の範囲であり、且極めて専門的の知識と技術とを要するものであるから、茲には委しくは論述しない。

二、アルカリ土類及びアルカリ金属 これ等は、其の水酸化物の状態に於て、猛烈な腐蝕毒となるものであつて、これ等の接觸する身體部分殊に内臓に、深甚な分解作用を起さしめるものである。而してアルカリ土類及びアルカリ金属

中、金属其の物に固有な特殊な毒作用にあるものは、唯バリウムとカリウムとするばかりである。

尙又中性アルカリ鹽類の毒性は、概して其の金属と化合せる酸に基因するものである。例へば、クロール酸カリウムの中毒は、カリ中毒ではなくて、クロール酸中毒であるか、若しくはクロール酸鹽中毒であるのである。かくてアルカリ土類及びアルカリ金属の水酸化物の腐蝕性毒物たるのは、バリウムやカリウムの外、ナトリウムやカルシウムがあつて、アムモニアもこれに屬して居る。

殺鼠剤として用ひられ、錯誤又は故意に中毒の原因となるは、炭酸バリウムである。

これ等の毒物を検出する一般的方法は、豫め有機物を破壊しないやうに、水及び他の液體で検査物體を浸出すべきである。この目的には、時によつては瀘膜分析法を用ひてよいのである。但し更に進んだこれ等の一々の検出法は、又裁判化學に譲ることとする。

三、酸類及び造鹽素 これも亦前者と同じく腐蝕性毒的であつて、就中硫酸、

硝酸・鹽酸等の礦酸類は、最も頻々と、過失により又は故意に、身體の傷害若しくは物品損害の問題を惹起するものである。

而してこれ等の腐蝕した殘留痕跡は、容易に認識せられ得るものであつて、時には其の特徴に依つて何等の困難をも見ないで、この種の毒物を知ることの出来る場合がある。但しこれ等のものを、アルカリやマグチシア等に依つて中和する場合には、少からず其の腐蝕作用を減退し、又は隠蔽されるのであるから、若しかゝる中和が効を奏した時には、裁判化學上の判定も稍々困難なる場合があるのである。

尙硫酸・硝酸・鹽酸の三者は、工業上にも家政上にも亦醫藥上にも使用されて一般に注意すべきものであるから、其の主なる毒作用を概述しよう。而して三者共頗る相類した作用をなすものであるが又幾分の相違がある。

即ち硫酸は、其の腐蝕作用が最も大であつて、これを口にした場合には、口腔咽喉等の腐蝕其の粘膜の斷片状剥脱珈琲様物質の嘔吐、食道及び胃部の劇痛を見、痙攣を來たし虚脱を以て斃るゝに至る。

硝酸は、腐蝕症狀略、硫酸に均しく、これに加へて喉頭及び氣管支の刺戟を起し、又呼吸困難及び肺炎を起す。

鹽酸は亦前二者と相類した腐蝕症狀の外に、氣管支炎や肺炎等の障害が稍々著しく現はれ、又腎臓炎や血尿を見ることがある。中毒甚だしくして死亡する時は、二十四時間内に昏睡及び虚脱を以て來るのである。

礦酸類を検出するには、一般に水を以て検査物體を浸出して、其の水液の反應が強酸性なりや否やを見るのである。これが一々の検出法は裁判化學に譲つて茲には述べない。

次にクロール・ブローム・ヨード等の造鹽素は、上述の礦酸類の如くに、一般に廣く問題となることは少いにしても、其の遊離狀態にある時は、強い親和力を有する爲めに、動植物體上に著しい破壊作用を起さしめ、人が若しこれ等の蒸氣の極めて微量をも吸入した時には、劇しい刺戟を感じるものである。

而してクロールは晒白消毒クロール諸製品の製造等に於て、其の瓦斯の吸入や不注意の應用より、中毒を來すことは少くない。尙これは吸入の場合に特に

著しい中毒症状を起し、呼吸困難氣管支炎甚だしきは聲門痙攣を呈し、眼の結膜や角膜をも犯すものである。水溶液を飲んだ場合は、前者よりも直に弱い中毒を起し、口腔や胃のカタル症下痢・脈搏増進等を呈するものである。又プロームは普通臭素と呼ばれ、一般の用としては寫真消毒等に用ひられ、其中毒症狀はクロールに類し、それに眩暈頭痛等の神經症狀を呈するのである。次に又ヨードは、醫藥上・工業上・學術上に廣く用ひられ、中毒を起すことあるも、これが重症の場合は比較的に少い。而して身體組織に接觸して褐變及び炎性現象を生ずるものであるが、この褐變の斑點は、アムモニアやカリ滴液で消失するから、硝酸などで出來た斑點と區別される。即ち後者は暗橙色となるのみである。

造鹽素の中毒検査には、各其の固有な強い臭氣に注意するのが肝要な一つの條件である。けれども一々の検出は、何れも特殊な方法があるのであるが、これ又省略することにする。

四、燐 これは燐酸鹽類としては、吾人の體内に存するものであるが、原素の狀態即ち黃燐に於ては、非常な劇しい毒物である。

この有毒性な燐は、普通吾人の手にし易き殺鼠劑や燐寸に用ひられてある。のみならず、これ等の有毒性なることが、一般の人々に知られて居るから、これが爲めに刑事上の問題を惹き起すことが稀有ではない。然も燐は、大氣又は水温の作用に因つて、吾人の身體中の一成分たる燐酸に變ずるものであるから、燐に關する中毒の證明は、中毒の起つた時と、其の化學的分析を行ふ時との間に、時を経過すればする程、愈々不確實になるといはねばならない。

而して燐の中毒には急性と慢性とがある。急性のものは、故意又は過失で胃中に入つた場合で、慢性のものは主に工業上から燐の蒸氣を吸入して起るものである。急性の症狀は、焼くが如き内部疼痛・蒜臭を放ち燐光を發する物質の嘔吐・燐光性蒸氣の呼出・呼吸困難・恐悸苦悶を特徵とし、時には速に虚脱を以て死に至るものであるが、多くは一二日の後一時症狀輕快し、後更に増劇し、黄疸様状態・心下壓迫・肝臓肥大・粘膜出血・頭痛・嗜眠・發熱・暗色血液性物質の嘔吐・昏睡を起し死に至るものである。慢性の症狀は、上下顎骨の壞疽を主な特徵となし、往々全顎骨剔除を呈し、其の他貧血・呼吸器の慢性カタル・肝臓硬化症等を生ずるのである。

かくて燐の中毒の検査には、特に嘔吐物糞便・尿・胃腸内容物等が注意すべき點であつて、其の他肝臓・脳・血液等も注意すべきものである。而して一々の場合における鑑査法は、これを省くこととする。黄燐より變形せる赤燐は、毫も中毒性のものではない。

五、瓦斯類 これは酸化炭素及び燈用瓦斯等の毒性又は有害性の瓦斯及び蒸氣をいふのである。但しクロール・クロール水素・砒化水素・アンモニア・チアン等の如きも、有害性の瓦斯であるが、それ等は上述の部類若しくは後節に述べる部類に入るべきものである。

毒性若しくは有毒性瓦斯の中毒は、多くは空氣と共にこれを吸入して起り、或は局處的に呼吸道を犯し、或は血液中に入つた後、全身的傷害を誘起し、或はこの兩作用を兼ねて起すことがある。

而して酸化炭素の中毒症狀は、耳鳴・眩暈・恶心・嘔吐・顔面潮紅・酩酊状態人事不省・大便失禁・痙攣昏睡等を來し、呼吸痙攣から死に至るのである。この瓦斯は、炭素を含有する物質の不完全燃焼より發生するものであつて、例へば火爐の炭氣燈

用瓦斯・暖室瓦斯・火薬瓦斯等の有毒成分をなし、或は又溶鐵工業の還元に際しても發生するものである。

酸化炭素の検出は、中毒者の血液と中毒せる場處の空氣とを検査しなければならない。其の血液は鮮紅色又は薔薇紅色を呈し、尋常の血液よりも久しく變色せないと、特異なる化學的反應とがあるから、中毒者の血液か否かを比較的容易に識別し得るのである。之が詳細な方法は、裁判化學に譲るととする。

一般に石炭の乾餉に因つて製造する燈用瓦斯は、主として種々の炭化水素その他から成り、傍ら炭酸・酸化炭素・硫化水素等を含有して居る。又近時汎く工業ものであつて、水素と炭素との混合物である。而してこれ等の燈用瓦斯や水瓦斯の主要な有毒成分は酸化炭素である。従つてこれ等の瓦斯に因る中毒は、何れも主として酸化炭素の中毒といふとが出来る。故にこれ等の瓦斯中毒の検査は、酸化炭素の中毒の場合のやうに、屍體の血液と中毒せし場處の空氣に依つて、行はれ得るものである。

燈用瓦斯は、普通に極微量であつても、其の固有の臭氣があるから、空氣中に存するや否やを知ることが出来る。但しこの瓦斯は土壤中を通過する時に、其の毒性を失はずに臭氣を失ふことがあるから、注意しなければならない。次に水瓦斯は、少しも臭氣なく、或はこれあるも微弱であるのみならず、これに含有される居る酸化炭素の量も、燈用瓦斯に比して極めて多いから、其の危険の度も亦頗る著しいといはねばならない。

二酸化炭素即ち無水炭酸は、普通に炭酸といはれるもので、空氣中には平均〇・〇四容積パーセントであつて、住室内に於て許すべき分量は〇・〇七容積パーセントである。若し換気が不充分なる場處に蓄積する時は、人體上に至大の害を與へ、多量に吸入するに於ては、致死的中毒を起すことがある。

二酸化炭素は、窒息性のものではなくて、痙攣性のものである。而してかかる瓦斯の發生について注意すべき場處は、或種の化學工場・醸造場の窖室・麥芽製造所・鐵坑・井戸・坑穴等である。

二酸化炭素中毒の鑑査は、臟器や血液の化學的検査ではこれを知ることが出

來ない。唯其の中毒の行はれた場處に於ける空氣を検査して、推定するより外はないのである。

硫化水素は、極めて有毒性のものであるけれども、其の臭氣が著しく不快であるから、極微量であつても速に人の知覺に感ぜられ、従つてこれに因る中毒の場合は比較的に少くない。この瓦斯に於て注意すべき場處は、工場及び下水溝梁・廁窓等である。

二酸化硫黄一に亞硫酸は、褪色及び消毒作用を有するが故に、工業上に用ひられることが多く、殊に近時葡萄酒・麥酒・果實等の消毒及び保貯薬として應用され、こと極めて汎く、間違用の弊があるやうである。其の用法は燃焼硫黄の蒸氣即ち亞硫酸瓦斯を以て、酒樽又は果實を薰蒸し、或は亞硝酸の水溶液又は二三の亞硫酸鹽類、殊に酸性亞硫酸ナトリウム、若しくは亞硫酸カルシウムを附加するのである。

二酸化硫黄の重な中毒は、呼吸器及び血液に於て知られ、殊に血液は汚赤褐色を呈し、時には血液や尿に硫酸含量の增加を示すものである。空氣中にある時

たからである。けれども青酸と毒性の同一なチアンカリウムは、容易に得られるものであるから、青酸に比すれば毒殺に用ひられることが一層屢々あるのである。この毒物は、身體内に於ける酸化作用を抑止し、組織をして酸素を攝取し、炭酸を形成する機能を失はしむるものである。中毒後の血液は、概して其の稠度稀薄であつて、凝固する傾向が微弱である。而して青酸は、或火酒類即ち果實の仁核を除去しなくて造られた果實酸から得らるゝ天然的成分である。櫻實水の如きは其の一例である。

ニトロベンツォール。これは揮發苦扁桃油に類似するものであつて、ミルバン油やミルバンエッセンソや擬苦扁桃油と稱して、香水やリキヨール等の製造に使用されることがある。けれども、この物質は毒性あるが故に、決してこれが使用を許すべきものではない。

石炭酸。これは毒物として最も注意すべきものであつて、消毒及び防腐剤として其の應用の廣きだけに、特殊な強い臭あるものなるに拘らず、屢々中毒の問題を惹起する事がある。又時には墮胎の目的を以て使用されたこともあるので

は、特殊な竜透性の臭氣があるを以て知られ、又沃度含有性の澱粉糊液を以て浸触した紙片は、容易に青色に變ずるものである。

以上は、無機性毒物の主なるもの、並に其の主たる特徴を概説したのに過ぎない。其の詳細に關しては何れも裁判化學に俟たなければならない。

六、有機性毒物

吾人が食物並に毒物に關する問題を考察するには、無機性毒物と共に、有機性毒物をも研究しなければならない。而して有機性毒物は、其の種類並にその存在する範圍極めて廣く、即ち動物界・植物界並に人工的製品に於ても見られるのである。

一、揮發性有機毒　これは種々異つたものを含んで居るが、其の検出法が何れも蒸餾によつて析出されるものである。以下其の主なるものに就いて述べよう。

青酸及びチアン化合物。青酸製品は、古來屢々殺人の目的に用ひられたものである。これは其の中毒效力が確實で、罪跡煙滅に好都合な者と信ぜられて居つ

ある。これが中毒は、其の臭氣に依つて知らるゝ外に、粘膜上に於ける炎症腐蝕若しくは壞疽斑の存在で知ることが出来る。

クロロフォルム。これは全身麻醉薬として最も普通に使用され、これに因る中毒は、殆んど皆薬用中毒であつて、大外科手術を施す際に於けるクロロフォルム蒸氣の吸入の場合、又は歯痛緩解の爲めに用ひて偶然に嚥下したる場合等に起るものである。これに因る中毒は、解剖的には、其の特有な甘性の臭氣の外他に特徴はない。化學的試験には、脳・血液・血液に富める胃や腸等の臓器に注意すべきである。

アルコール。即ちエチールアルコールは、最も廣い範圍に用ひられて居る嗜好飲料であつて、主に中樞神經系に其の中毒作用を及ぼし、常習性飲用者に於ては、殆んど總べての身體器官に中毒の影響を加へるものである。而してこれには、上述の特徴の外に其の特有な臭氣で、認めることが出来るのである。

メチールアルコール。一に木精といひ、アルコールの變性料として用ひられることがあるから、衛生警察上では注意すべきものである。殊に近來メチールアルコールを含有する酒類を飲用して、中毒に罹るものが往々あるに至つた。我邦においても、屢々この例を出したので、明治四十五年五月二十八日に、内務省令としてメチールアルコール取締規則を發布するに至つたのである。即ちメチールアルコールを含有した飲食物は、これを販賣し又その目的で製造・陳列・貯蔵することを許さないのである。醫藥用や工業用に用ひる場合に於ても、特にメチールアルコール又は其の混和と明記して置かねばならぬのである。而して清酒・葡萄酒・アルコール・焼酎・ブランデー・ウイスキー等に、メチールアルコールを

くやうなものもある。

植物毒の普通に含有され居る部分、例へば種子・果實等を不注意に食して中毒することあるはいふまでもないが、毒殺の場合などには、上述のやうな部分を茶や珈琲の煎出に類した方法、若しくは酒類に浸して得た煎浸液等を以て、犯罪に供することが多い。それによつての飲料が、一種の苦味を有して、有毒物質の一種の味を曖昧ならしめる便あるが爲めである。但し毒芹・曼陀羅華・毒うつぎ・馬酔木等は、一般に有毒植物として知られ、又比較的に容易に得られるものであるにも拘らず、他の有害薬品よりも、問題を起すことが少いのである。

而して植物毒を検出するには、その含まれて居る検體から蒸餾し、或は沈澱せしめ、或は振出して行ふのが一般的な方法である。就中前の二つの方法は、應用しこれ等の場合は最も廣く應用される方法である。但し、この二つの方法が比較的に稀であるけれども、最後のものは最も廣く應用される方法である。但し、これ等の方法も其の場合に應じて、各専門的の取扱ひを要するものであつて、其の詳細は裁判化學に譲らねばならぬ。尙植物毒に關する検體は、食物の殘餘・胃の内容物・屍體の或部分等である。

混和して販賣するが如き不正行為は、科學の發達した時代でなければ、全く見ることの出來ぬ問題である。

ニトログリセリン。即ち硝酸グリセリンエーテルは、又爆裂油とも稱し、爆裂藥として廣く用ひられ、又醫藥上にも用ひられて居る。其の性質は猛毒性のものであつて、微量と雖も頭痛を起し、知覺や運動の麻痺を起し、數滴を用ふれば死を招くに至るものである。而してこの中毒は、胃腸脳に於て解剖的の變化を與へるものである。時には胃腸内容物や吐出物中に、ニトログリセリンの油滴状をなして存するを見ることもあるのである。

二、植物毒 これは植物中に自然に形成せられて存在し、アルカロイド及びこれに類する苦味質並に配糖體をいふのである。植物毒の問題は何れの民族に於ても、又何れの時代に於ても、常に注意されたものであつて、決して新しい問題ではないけれども、近世科學の發達と共に益々毒物學上緊要な問題を有するに至つたのである。殊に植物毒に屬するものゝ中には、極めて峻烈な毒物があつて、頗る少量であつても、それが生體中に入るに於ては生命を危うし、又は死を招くものもある。

植物毒は頗る廣い範圍に涉つて多くの植物中に存在するものであるから、茲には其の主なる者のみに就いて述べるに過ぎない。

菌族の植物毒。これの中には色々なものがある。ライ麦他の禾本科植物の穗に寄生する麥角は、墮胎薬として用ひられることがある。天狗草や足高紅草などに含まれるムスカリンは、強毒性の鹽基で、瞳孔を縮小し心臓の動作を緩慢ならしめるものである。其の他我邦の有毒草としては、卵天狗草・毒つる草・月夜草一本しめぢ・毒杉草色がはり・紅草・土かぶり・毒初草・すっぽん草・きぬ笠草・狐のたいまつ・狐の畫筆・狐の蠟燭等は其の主なるものであるが、其の有害成分は未だ明らかでないものが少くない。

石竹科の植物毒。この中にサボニンといふのがある。もと石鹼草の根から得られたもので、其の水溶液は石鹼のやうに泡沢を生ずるより、其の名を得たのである。其の作用は、嘔吐・腹痛・赤血球の溶崩を起し、死を致すこともある。而してこの毒素を含有して居る植物は、魚類を癡醉せしめて捕へるのに用ひられ、近來は葡萄酒・麥酒・人工リモナード等に泡沢を生ぜしめ、増加せしめ、又持続せしむ

る目的で用ひられることがあるから、注意する必要がある。

木蘭科の植物毒。櫻の果實や木部や根などに含まれて居るシキミンは、古來我邦に於て有毒なものとして知られて居つた。

罌粟科の植物毒。罌粟の未熟果實から出づる乳液を乾涸した阿片は、支那に於て嗜好品として吸喫されるもので、其の主たる毒成分はモルヒニンであつて、乃至十四パーセントを含み、其他ナルコチン・コデイン等多くの成分を含んで居る。モルヒニンは、植物毒中最も主要なもので、これが急性中毒は極めて稀な過誤の外は、自殺や毒殺の爲めに用ひられることが少くない。慢性中毒としては、鎮痛・鎮痙・催眠薬として注射し、又は嗜好吸喫の爲めに起るもので、甚しきは詐欺又は窃取等の手段から、これを一時注射し又吸喫せしめんとする者がある。

古加樹科の植物毒。コカの葉に含有されて居るコカインは、モルヒニンと共に、一般に知られて居るものであつて、其の鹽酸鹽は廣く局處麻酔薬として用ひられて居る。これも常用することに因つて、慢性中毒を起すものである。

石南科の植物毒。馬酔木の葉や木質や根等に存するアセボトキンは、強烈な

る毒物であつて、馬酔木が痛風薬として知られて居る結果、往々中毒を起すことがある。

茄科の植物毒。薺若や曼陀羅華その他これに近い茄科植物に存するアトロビンは、瞳孔散大と鎮痙止汗との作用を有し、醫藥上に用ひられ、又中毒を起すことも少くはない。煙草の中に存するニコチンは、普く人の知るところであつて、峻毒性のものであるが、これが急性中毒は極めて稀で、主に喫煙の結果よりする慢性中毒である。

玄參科の植物毒。デギタリス草の諸部分殊に其の葉や種子に存するデギタリンは、心筋に癪痺作用を起さしめ、心動を遅緩ならしめ、遂に收縮期に於て全くこれを休止せしむるに至るものである。

馬錢科の植物毒。種々の馬錢子屬植物殊に番木籠子中に存するストリキニ子は、強き鹽基であつて、六十七萬倍の稀釋液に於ても、尙能く苦味を感じる程に劇苦味を有し、猛毒性のものである。ストリキニ子及び其の鹽類、並にこれを含有する植物の中毒は、自殺や毒殺や藥用上の過誤に論なく、頗る屢々行はれ、又

殺鼠用に供せられ、時に誤つて中毒を起す場合もある。其の病状は強直性である。而して麥酒は、本來苦味性を有するを以て、ストリキニ子の如き苦味性の毒物を混ずる上に便があるから、間々この方法に依つて用ひられることがある。

尚、ストリキニーネは、モルヒネなどの解毒剤であるから、この兩者の共存する場合をも、時には豫想しなければならない。馬錢子屬中に、ストリキニーネに伴つて存するブルチソも毒性のものであるが、其の毒性は強くない。南亞米利加の土人が、毒矢に附けるものは、クラーレ又はウーラリと稱して、南亞米利加各地に產する馬錢子屬の植物の樹皮に含まれて居るもので、其の峻毒性の成分はクラリンである。この毒は創口より速に吸收され、總べての随意筋を癪痺せしめ、殊に呼吸筋の癪痺に因つて窒息死を致すものである。但し胃より吸收されることは遅く、腎臓から速に排出されて、毒作用を強劇に及ぼさない。

其の他、種々なものがあるけれども、毒性の強きものとしては、大凡上述したものが其の主なるものである。而して初めにも述べたやうに、これ等の毒物が犯罪と關係して注意されるのは、其の検出法であつて、これは裁判化學なる特殊の

科學に俟たねばならない。

いふまでもなく、科學の發達は毒物に關する一般の知識を進ましめ、又化學工業の進歩は、これ等の物質に接近する機會を一般に多からしめ、飲食物と關聯して近代に於ける犯罪現象上、益々等閑視すべからざる問題を、各方面に提供するに至つたのである。

第十五章 實驗心理學と犯罪人

一、實驗心理學の發達

以上は、主として、所謂物質科學の發達に伴つて、犯罪科學並に犯罪搜查に少からぬ變化を與へた方面を述べたのであるが、次には所謂精神科學の發達に伴つて、影響を與へた方面に就いて述べなければならない。而して本章に於て述べるところは、主に犯罪人の直接の識別に關する方面である。但し吾人は既に實驗心理學の進歩に因つて得られた刑事上の諸問題にも、幾分觸れて述べたが、然もそれ等は犯罪人の間接識別に關するものが主であつた。

一、身體と精神との關係 身體と精神との關係に就いては、古來哲學者の心を惱ましたものであつて、或はこれを二元論的に、或はこれを平行論的に、或は相關論的に、或は一元論的に考察する等種々に論議が闘はされた。けれども今日の大勢は、一つのものを異つた方面より觀察するものとされ、即ち一方よりすれば精神現象となり、他の一方よりすれば身體現象となるとされるのである。かくて古き時代に於ける心理學が、内省を以て大本となしたのに對し、近代に於ける心理學は、單なる内省にのみ止まらないで、更に肉體的方面的研究から精神現象を觀察する事が、極めて重要であり、且便宜な手段であるとされるに至つた。

二、實驗心理學の發達 かくの如き趨勢に加へて、他方に於ては生理學の精密なる研究方法が案出され、種々興味ある結果が發表されるに至つた。ヴァント(Want)は、先づ生理心理學を大成して、從來の内省的心理學に對し、新生面を開き、これに次いで多くの學者が注意すべき各種の研究を公にし、更に實驗の方法が頗る精細な點に涉つて考案されるに至つた。從つて昔の心理學者の想像をだもなさなかつた研究方法が、心理學者によつて採用され、心理學的研究の方面

並に應用の方面を、頗る擴大せしめたのである。その爲めに、從來吾人の實際生活には比較的に關係の薄いと考へられた心理學が、單に學究的慾望の爲めの精神科學とされないで、吾人の日常と密接な關係にある各方面から必要と興味とを以て注目されるに至つた。

三、實驗心理學の應用 殊に教育上に關係ある學術の研究工業上の能率の研究、商業上の廣告の研究等は、近來著しく發達して、各其の方面に少からぬ貢獻をなして居る。心理學が、犯罪人に關した方面に用ひられるに至つたのも、勿論上述の一面对であつて、假令未だ充分に其の應用の效果を擧げて居ないとするも、今後益々開拓され且相當の成績の得らるべきことは、殆んど疑ふべき餘地はないのである。

而して心理學殊に實驗心理學が、犯罪人に關する問題に就いて、特に興味ある問題を有するのは、犯罪人又は嫌疑者の精神を分析して觀察する方面と、犯罪人の裁判並に審理の上に於ける各種の人々の供述の眞偽を觀察する方面とである。然もこれ等の觀察が、單純なる外觀的の推察に留まらないで、精密なる方法

を以て、なし得られるに至つたのである。

かくて廣義に解される犯罪心理學は、二つの分科をなして發達するに至つた。即ち一は普通に犯罪心理學を以て呼ばれる狹義のもので、二は普通に裁判心理學を以て呼ばれるものである。前者は犯罪をなすに至つた精神狀態犯罪者の精神狀態犯罪者に特殊なる習慣傳說其他を研究するものであつて、後者は犯罪の審理・裁判に關して精神的事實を研究するものである。

さうして吾人が茲に述べんとするのは、主として後者に屬する方面である。この犯罪の審理・裁判に關する精神的事實を、組織的に研究した學者としては、先づ瑛太利のハンス・グロース教授を推さねばならない。

亞米利加に於ても、ミュンステルベルグ等は、この方面的應用に關して力説して居る。

二、虛欺の告白

精神現象に關する緻密な研究の行はれなかつた時代には、虛欺の告白が極めて單純な意味に解釋されて居つたけれども、心理學の發達と共に、これが頗る複

雜なものであつて充分に研究を要する一つの問題となるに至つたのである。殊に動もすれば虚欺の告白が主として計畫的に又惡意的に行はれる者と考へられたが、實際に於ては、全く無意的に行はれる場合も少くなく、且それが爲めに犯罪の搜査上甚だしき錯誤と徒勞とを經驗した場合も稀有ではないのである。而して吾人は、計畫的又は惡意的の虚欺の告白に對しては、常に注意深き用意を以て對するけれども、無意的に行はれる虚欺の告白に對しては、告白者の態度等に一種の確信の見られるところから、殆んど何等の疑念を懷かずして、先づこれを信するに至ることがある。近代に於ける實驗心理學の發達は、後の場合に於ける種々な興味ある事實を明らかにするに至つた。

一、有意的の虚欺の告白 これは上に述べた計畫的又は惡意的のものであつて、犯罪人に關して極めて普通に見られる事である。従つてこれは一般に考察されて居ることであるから、これに就いて今更特別の觀察を要しないものが多い。只茲には順序として其の大體の説明をなすに留める。

(一) 犯罪の發覺を虞れる場合 これは犯罪者自らの虚欺の告白中、最も普通の

ものであつて、其の虚欺の内容や現はし方には、假令千差萬別ありとするも、この動機は、單に自己の犯罪の發覺を虞れるといふに過ぎない。固よりこの種のものが犯罪者を隠蔽せんとするより、犯罪者以外のものゝ行ふことがあるのは、いふまでもないことである。さればこの種のものは、特別に研究上の問題とされることは少くない。只それが他の動機よりする虚欺の告白と、混同されることなくして、明瞭に區別することが出来ればよいのである。

(二) 其の他の動機より起る場合 かくて有意的の虚欺に於て、最も注意すべく且問題とさるべきは、眞實の犯罪に關係しない虚欺の告白の場合である。換言せば、特別な動機を有するより、故意に自己若しくは或他人が、或假設的犯罪又は問題となつて居る犯罪に關して、虚欺の告白をなす場合である。但しこの種のものは必ずしも實驗心理學の發達を俟たなくとも、周到なる觀察を以てせば、よく其の起り得べき場合を考察することが出来るのである。次に其の二三の場合について述べて、大體を推すこととする。

(1) 虚榮心 これに因る虚欺の告白は、犯罪人によつて往々行はれ、又新聞等に

て喧傳された犯罪を、全く無關係なるに拘らず自ら行へりと稱し、或は自らは些細の犯罪を敢てしたのであるのに、恰も重大な犯罪をしたやうに誇張して語り、その爲めに検査上少からぬ手數を煩はしめ、又錯誤を起すことがある。

(2)好奇心 これは前者の場合程屢々起る問題ではないが、單純な好奇心から、人を驚かしたり警察官を迷はして、一種の満足を味ふといふやうなものである。いふまでもなく知能の充分に發達した者に於ては、多く見られないことである。

これと稍々類したもので長時日の間監獄生活をして居つたものなどが、一時監獄外の空氣に觸れ、街頭の状態を見、女の美服を眺めん等の欲望から、無實の犯罪を故意に告白することがある。かゝることは普通の吾人に於ては、極めて愚なることであつて、想像も及ばぬやうなことであるが、彼等には少からぬ感興を味ひ得るものである。

(3)重大犯罪を蔽はん爲めのもの これは常習性犯罪者に於て往々行はれるものであつて、間々偶發的に重大な犯罪を行つたもにの於ても、また行はれることである。即ち自己が或一つの重大な犯罪を敢てしたから、若しそれが發覺して

處罰されるに於ては、重罪を受けねばならない。そこで其の犯罪に關する検査の未だ充分に進涉せざるに先んじて、自ら微細な犯罪を敢てしたと虚偽の告白をなし、未決監又は既決監に收容されて検査の手を逃れる方便となさんとするものである。

(4)其の他の一時的必要よりするもの これは上述の犯罪に關する以外の或一時的の必要から、虚偽の告白をなす場合であつて、これが爲めに少からぬ大問題を惹起することもあるのである。固より其の一時的の必要なる事實の性質に因つて、これには色々なものがある。例へば、或處で七八歳になる兒童の屍體が川を流れて來た事件があつた。屍體を檢したのに他殺の疑ひがあるので、種種検査して見たけれど、犯人を發見するとは出來なかつた。然るに或一人の女が、自ら實子を殺したと自首して出たので、其の儘裁判に附せられ、判決確定して愈々刑の執行をなすといふ前に、不思議にも實際の犯罪者が檢舉された。そこで其の女に、何故に自分の子を殺害したなどと告白したかと尋ねて見たところ、次のような事情があつた。即ち其の女には情夫があつて附縫つて離れない。けれ

ども二三ヶ月を経過すれば、其の情夫は遠い植民地へ渡航しなければならないことになつて居た。そこで普通にして居れば、當時好まぬやうになつた其の男に連れられて、厭な植民地へ行かねばならないから、幸ひ子供殺しの犯人の不明であつた場合であるのを利用して、自分が犯人であると自首し、暫時其の情夫と隔離して生活し、其の男が植民地へ行つた頃に、自首の虚偽なる旨を主張せんと企てたのであつた。而して初めに其の女の殺したと述べた實子は、生存して居つたので全然虚偽の自首なることが明らかになつたのである。

或は又、北海道あたりに居たものが、九州地方へ至らんと欲するけれども、旅費を得るとが出来ない。そこで九州に於て重大な犯罪を行つたやうに誠しやかに自首して九州へ護送され、かくて九州の地を踏むことが出来れば、目的が達せられたのであるから、其の無實なることを主張せんとするやうなものもある。

これ等は何れも有意的の虚偽の告白であつて、犯罪人の審理上注意すべき點ではあるが、其の有意的なる點は、往々其の虚偽たることを看破する上に、好都合なども少くない。然しこれは上にも述べたやうに、實驗心理學の力を俟つべき

程の問題ではないのである。

二 無意的の虚偽の告白 これは前の有意的のものとは異り、供述者自らが虚偽と心づかないで虚偽をいふ場合であつて、犯罪の審理上最も注意しなければならぬ點である。而して實驗心理學の發達と共に、少からぬ興味が、此方面に向けられる様になつた。殊に單なる供述、又は發問に對する答への心理が、實驗的に研究されるに至つてより、益々等閑視すべからざる事實となつたのである。即ち從來吾人の單なる供述や發問に對する答へは、真價以上に信用を附せられた者であるが、それは單に吾人の日常生活上、特別な故障を生ぜない程度の確實性があるに過ぎない、極めて嚴密なる確實性は望まれないのが、却つて普通であるといふやうに考へられるに至つた。かくて實見者の告白程確實なものはないとされた從來の思想は、覆へされねばならぬやうになつたのである。

(一) 經驗事實の不正確 かくの如くにして、惡意なき告白に於ける不確實は、當然許さねばならぬことであるが、それが原因としては、先づ經驗事實の不正確に歸せねばならない。吾人は既に第四章の初節に於て、見聞事實の不正確に關し

て極めて概括的事実を述べたが、茲には更に種々な條件に區別して考へねばならないのである。

(1) 知覺の不確實 吾人が感覺機官を介して經驗することは、一般には相當に確實なものであると解釋され、實際に經驗をしたことだから、其の正否を争ふべき餘地がないなど、いはれ勝ちであるが、事實は根據なき論法といはねばならない。吾人は、或對象を經驗するに際して、決して其の全體に涉つて精細に知覺し得る者ではない。これは感覺機管の構造にも因るのだが、又吾人の注意作用が、それを集中すればする程、狭い範圍のみを知覺して、其の他の方面は殆んど何等の印象をも得ぬといふ性質なるにも因るのである。況して特別に興味を惹かなかつたやうな對象であると、それに對して何等確實な部分的印象すらも得能はぬものである。かくて直接に其の場に臨んで居つたといふことは、何等權威ある論據とはならないのである。

(2) 知覺の誤謬 のみならず知覺は、往々にして實際の對象を誤つて受け取ることが少くはない。其の最も普通なものは、錯覺と幻覺とであつて、一般的の分け

方に從へば、錯覺は外界の對象を、それと異つた他のものとして知覺する場合であつて、幻覺は外界に何等特別な對象がないのに、自己の神經中樞又は感覺機管に於ける異常の刺戟から、或對象が存在するやうに知覺する場合である。兩者共に普通の人々に依つて經驗されることであるが、幻覺は脳神經に異常ある人に於て特に見られ易く、過度な疲勞・中毒・睡眠不足・感情興奮等の場合にも、經驗されることが往々ある。

(3) 知能の低格 知識や經驗が廣ければ廣いだけ、色々な方面から判断して適當な理解を得、正確な經驗をなし易いのであるが、若し知識や經驗の狭いときには、誤つた理解を得、又不正確な經驗をなすことが多い。知能の低格なる者の觀察が信用されないといふのは、この點に因るのである。即ち經驗事實の確實と不確實とは、經驗者の知能の程度に因つて、頗る相違するといはねばならない。

(4) 經驗時の注意狀態 吾人が事物を經驗するに際して、注意の集中が如何に肝要なるかは殊更に説明するまでもないことであるが、何人も常に同様な程度に於て、總べての事物に注意して居るものではない。其の場合に興味を感じ

たこと・利益關係のあること等には注意を集中するけれども、比較的に自己の其の時の生活と密接な關係のない事物には、注意を向けないものである。従つて同一事物に對しても、人により、又時により、必ずしも同様な程度に於て注意を集中するものとはいはれない。その爲めに直接其の場に臨んで居つても、甲の人は頗る精細な經驗内容を有して居るのに、乙の人は極めて粗雑な經驗内容をして居るに過ぎぬといふこともあるのである。

(5)感情の興奮 感情は吾人をして正確なる判断と理解とから、遠ざからしめるものである。殊に特殊な感情に著しく興奮して居るやうな場合には、殆んど全く正しい經驗は出來ない。普通ならば極めて強い印象を受くべき事實であつても、感情の興奮して居る場合には、これが何等纏まつた印象として受け得られないのみでなく、時には全然異つた性質の事實として、又は其の時の感情に甚だしい着色を受けて經驗されるものである。かくて何人にせよ、感情の興奮して居つた時の經驗は、決して信賴するに足らぬものである。この種の事實は、既に本書の初めに於て狼狽・驚愕・恐怖等の感情状態にある時の經驗、例へば犯罪者

に襲はれた時などにも、屢々見られる事を述べて置いた。其の他嫉妬や憤怒などに驅られて犯罪するやうな場合に、犯罪者自らが經驗する事實の不確實なることも亦同様である。

これ等の條件は、何れも吾人の經驗事實に不正確を來たさしめるものであつて、その爲めに故意ならざる虚偽の告白をなさしめる場合が稀有ではない。

(二)記憶の不確實 上述のやうに經驗事實の不正確なるに加へて、吾人の記憶は頗る不確實なものである。これも主なる條件に區分して述べよう。

(1)忘却 記憶の最も不確實となつた場合は、いふまでもなく忘却であつて、一度吾人の心裡に銘したることが、意識の上に現はれて來ないのである。而して吾人は、總べての經驗事實を悉く常に意識の上に現はして置くことは到底出来難いことである。これは一面よりすれば、吾人の精神現象の經濟的關係によるのであつて、其の場合に必要なべき事實のみが、意識の上に現はれて來るのである。健全なる記憶は、健全なる忘却にありとは、眞理を穿つた言である。

而して忘却には、經驗時に於ける經驗者の精神狀態・對象事物と經驗者との關

係其の經驗後に於ける其の人の精神狀態等に因つて、色々な場合が生ずるのであるが、主なるものとしては、全部的忘却と部分的忘却とである。全部的忘却とは、或經驗事實が悉く意識外に去つて、再び現はれ出でない場合で、部分的忘却とは其の一部分のみが忘却されて、他は意識の上に現はれ出づる場合をいふのである。何れも無意的の虚偽の告白をなさしめる上に、少からぬ關係を有するものである。而して相當に強く興奮した感情狀態に於て經驗された事實は、後の記憶としては其の感情のみが殘留して、其の場合の詳細な事實は、殆んど全く忘却し去られて居ることが少くない。例へば或傷害事件を實見した一婦人が、其の場合の記憶としては、單に恐しかつたといふことのみで、其の他の複雑な事實は、全く記憶に留まらなかつた如きはそれである。

(2) 忘却の補充 これは全部的忘却の場合よりも、寧ろ部分的忘却の場合に於て見られ易い。即ち忘却された部分が記憶に存して居る部分から推して、不知不識の間に補充されることである。記憶の錯誤は、かゝる忘却に對する補充に因つて起ることが少くない。

而してこの種の補充に於て、犯罪の審理上最も注意すべきことは、場所並に時日に關するものである。其の記憶に存する經驗が、如何なる場所に於て何時得られたかは、極めて肝要などであるに拘らず、部分的忘却の際には、比較的の不用意にそれ等の補充が行はれることが少くない。殊に時日の如きは、一層この關係にあり勝ちである。即ち場所若しくは時日の決定如何に依つて、犯罪並に犯罪者の搜査を完成し、又は方針を變更しなければならないことは少くない。然もそれが特別に供述者に密接な重大な關係を有しないやうな時には、往々に忽にされ、爲めに忘却に對する不用意な補充の行はれることがあるのである。

而して忘却に對して補充される事實は、必ずしも一様ではない。即ち時には單に自己の心裡で想像し、又空想した事實を、眞に見聞した事であると誤認して、忘却のある爲めに、何等の疑ひを挾む餘地もなくして、相混合して一つの經驗として供述されるとなどは、最も普通に見られる事である。殊に論理的思想の發達しない人や兒童や老人などに於ては、これ等の忘却の補充が、極めて一般的の

現象として起り易いのである。

(3) 記憶の病的缺陷 以上説述したところも、記憶の缺陷の一類には相違ないが、心身の不健全なる爲めに、特殊な記憶上の缺陷を生ずることが少くない。其の最も著しいものとしては、老耄者・知能低格者・精神病者・神經衰弱者等に見られ、經驗事實の内容が殆んど何等の統一も聯絡もなく、其の人の供述のみに依つては、殆んど意味をなさない場合もある。この種のものは、部分的忘却の少からぬと共に忘却の補充が頗る自由に行はれるから、個々の事實としては眞實に経験したことであつても、供述を一つのものとし全體として觀る時には、極めて矛盾したものとなるのである。従つてかゝる不健全者の供述は、一見極めて無意味なやうなものであつても、個々の事實としては、頗る價値あることも間にある。俗に馬鹿の言に虚偽なしといはれるのも、かゝる意味から興味あることである。

(4) 實際の見聞と空想・想像との錯誤 これもまた場合に依つては往々起ることであつて、自己の心裡に畫いた事實を、實際の見聞事實と誤り、又は反対に實際の見聞事實を、單に自己の心裡に畫いた事實と誤ることである。但し一般に注

意すべきは前者の場合であつて、又その起るべき場合も多いのである。而してこの種のことは、兒童又は知能低格者に於て、最も普通に起ることであつて、これら等の人々の供述が、不用意に信じられて、その爲めに不必要的労力の多くを費した例は決して稀でない。兒童と馬鹿との言に虚偽なしとの俗説はこの點に於ても注意すべきものである。

女子に於ては、往々月經時に特殊な空想や想像が著しく昂進して、單に心裡に畫いたことを實際の見聞として、誤認することがある。又ヒステリー患者については、嫉妬妄想を其の一つの症狀として有すること多く、従つて嫉妬に關した精神内の出來事が、恰も實際に存在することとして思考されるとか稀でなく、殊にかかる患者には幻覺を伴ふことがある故に、其の嫉妬の妄想を實際的事實として信ぜしめる上に、極めて力を與へることがある。かくて月經時の女子やヒステリーや性の女子は、殊に後者に於て著しいのであるが、自ら眞實の事柄として、虚偽の告白を爲し、その爲めに注意すべき問題を起した例もあるのである。

かくの如くにして、吾人の記憶事實は、其の不確實を來たすべき種々の條件を

有して居る。されば供述者は、眞實を語らんと欲し、又は語りつゝありと信ずるに拘らず、不知不識の間に無意的の虚欺に陥いるとがある。而してこれ等の記憶に關する條件は、何れも記憶現象に關する實驗心理學的研究に依つて、看過すべからざるものとすべきことが、一層明瞭になつたのである。

(三)供述の形式 同一の内容をいひ現はすにも、其のいひ現はし方が、聽く人々には著しく相違した内容のものとして理解されることがある。殊に頭腦明晰でないものや、知能の發達の低いものは、自己の心裡に存する思想を、其の儘に解し易く發表することが出來ない。固よりこれには思想を現はすべき言語の少き場合と、言語の配列の拙なる場合と、言語のいひ現はし方が不明瞭なる場合などがあつて、一様に論することは出來ないけれども、少くも供述の形式が不完全なる爲めに、それが聽く人に幾分か異つた内容の事實として受け取られるのは事實である。児童のいふことが、正しく聽き取られないことのあるは、其の一例である。かくて供述者の忠實なるに拘らず、間々虚欺者として取扱はれることがある。是等は無意的の虚欺に因る一つの場合と見ねばならない。

尙この種の事實は、社會的の階級を異にし、地方的の言語を異にするより、供述者の言語が他の異つた意味に解されることも少くない。このことはハンス・グロースも注意して居る。従つてかかる者に對する發問者は、極めて慎重な用意を以て臨まねばならない。若しかゝる用意を缺くに於ては、頗る容易に解さるべき事實が、少からぬ繁雜な手數を経て、漸く理解されるといふ結果に至るのである。實際上この種の例は稀有でない。

(四)發問の形式 無意的の虚欺の告白を考へるには、發問の形式をも研究しなければならない。何となれば發問の形式に因つて答への内容が色々に變化し得るものであるからである。

發問の形式は、これを大別して二となし、一は隨意供述を爲さしむるやうな發問の仕方であつて、二は暗示的の發問の仕方を以てするものであつて、供述の上に注意すべき相違を有するものである。

隨意供述をなさしむるやうな發問とは、發問者が問を出すに際して、何等特殊な制限を與へないで、供述者が言はんと欲するまゝに述べしむるものである。

従つてこれは往々發問者の豫想に反するやうな方面に話頭の轉ずることはあらが、然も發問者から何等の影響をも受けない爲めに、自ら心づかなかつた事實を語るやうなことは少ない。

これに反して暗示的の發問は、供述者に大凡一定範圍の答へをなさしめんとする者であるから、發問者の必要な方面のみを尋ねることは出来るけれども、供述者は發問の刺戟に因つて、往々それに釣り込まれて思はざる答へをなすことが多い。かくて供述の價値としては、暗示的發問によつたものは、頗る注意すべきものであつて、供述の心理を實驗的に研究した多くの學者は、何れもこれを避けべき發問の仕方といふて居る。換言せば、無意的の虛欺の告白は、暗示的の發問に因り屢々起るものであつて、これが爲めに不測の問題を惹起するに至つたことも少くはない。而して吾人は既に第四章の三節に於て、兒童に於ける場合に就いて、其の概畧を説明して置いた。

但し、暗示的に發問されるに於ても、亦相當に注意すべき條件がある。である。

第一は、發問の仕方であつて、威壓的態度を以て或事實を假想的に發問する時

同一の内容を有する發問を反覆して行ふ時、發問者が或豫想を有してそれに一致するやうな事實のみを抽出して問ふ時等は、比較的に暗示的發問の效果が著しく、換言せば無意的の虛欺の告白をなさしめ易いのである。

第二は、供述者の精神並に身體の狀態であつて、例へば知能の低格なる者、發問者に威壓されて居る時、ヒステリーや等の暗示感性の強い者、疲労せる時、衰弱せる時、睡眠不足なる時等は、何れも暗示的の發問に因つて、無意的の虛欺を告白し易い状態である。而して又年齢の幼少なるものや婦人は、一般に暗示に感じ易きものであつて、彼等の尋問に就いては、慎重な態度を以て暗示的發問を避け、無意的の虛欺に陥いらぬやうに注意しなければならない。

實際上、嫌疑者・犯罪者・證人等の供述が頗る忠實に行はれたに拘らず、思はざる虚欺の加はつて居た爲めに、事件の進捗をして遅延せしめ、のみならずそれ迄の手數を徒勞に歸せしめたやうな場合は、殆んど常に上述の暗示的發問に因つた無意的の虛欺の告白が、其の主たる原因をなして居るのである。

以上は、何れも無意的の虛欺の告白の起るべき條件を示したのであるが、何れ

も近代に長足の進歩をなした實驗心理學に依つて、明らかにされたのである。かくてハンス・グローリス其の他の唱導するに至つた裁判心理學的一面は、實にこの方面に主なる研究問題を有し、且實驗上當事者に少からぬ參考資料を提供して居るのである。

三、虚欺の告白の發覺

犯罪者が捕へられて尋問されるに際し、虚欺の告白を有意的になすのは、刑罰を恐れる點から見て、頗る當然なこといはねばならない。かくて彼等の虚欺の告白を如何にして看破すべきかは、實に今日の刑事學の頗る多くの部分を占めて居る。而して其の多くは直接的方法によるのではなくて、前に述べた各種の個人識別法から、間接的に推定して行くのである。即ち彼等の告白自らに就いて研究するのではない。けれど近代に於ける實驗心理學の發達は、次第にこの方面をも開拓するに至り、告白をなす刹那の身體、若しくは精神の狀態から、又は告白自體から、其の虛欺なりや否やを檢する方法が、考へ出さるゝに至つたのである。勿論この種の方法には色々あつて、今ここには其の一々に涉つて精細

に述べることは出來ないが、其の主なるものに就いて、簡単に述べるのに過ぎない。但しそれ等の方法は、未だ一般的には用ひられないで、特殊の場合に於て稀に用ひられ、又は一つの方法として提案されて居るに過ぎないものであるのである。

一、催眠術 これは決して近代のものではないけれども、これが科學的に研究さるゝに至つたのは、頗る近代のことである。これは眞實を語らぬと思惟される嫌疑者に、催眠術を施して告白せしめるものである。けれども催眠術は、被術者が術者を信用し術を加へられて不安等を感じない場合に、最もよく施され得るものであるが、普通の犯罪嫌疑者などは、極めて用意深く尋問者に對するものであるから、充分に施され難いことが少くない。且假令彼等が催眠状態に入つたとしても、告白しまいと堅く決意したことは、比較的に易く語るものではない。次に又假令暗示を與へて或答へを得たとしても、前に述べた様に暗示的の發問の價値は、頗る疑はしい場合もあるのであるから、これのみに依つて其の嫌疑者の過去の行爲を推定することは、少くも慎重な注意を以て對しなければな

らぬことである。

かぐの如くであるから、催眠術に依つて眞實の告白を得んとするの説は、少からず唱へられるに拘らず、未だこれを完全なる方法として採用することが出来ないのである。加ふるに術者は、特殊な能力を有し、又は深き練習を経たものでなければ、犯罪嫌疑者等に催眠を施すことの出来ない不便があるのである。

二、自動書記 これも事實としては頗る興味のあることであつて、時には催眠中に、時には醒覺中に現はれるものである。即ち手に鉛筆等を持たしめ置き、静に沈思せしめる時には、自然に手が動き出して、往々有意味な文字や畫を書くとがある。これを自動書記といふのである。いふまでもなくこの種の現象は、無意識的に行はれるのであつて、吾人の精神活動の一つの裏面的のものと見てよいのである。而してかかる場合に現はれ易い文字や畫は、時に依つて必ずしも一定しては居ないが、往々其の心裡に抑壓されて居つた觀念や思想が現はれるのである。この意味に於て、嫌疑者に眞實の告白を求める上に利用され得るものである。

けれどもこの種の現象は、何人に於ても見られる事實ではなくて、極めて少數の人に稀に現はれるに過ぎない。この點は、犯罪嫌疑者の眞實の告白を得んとする目的に向つての方法としては、極めて不適當なものといはねばならない。即ち催眠術以上に實用に供され得ぬものである。

三、夢 これは前二者と異り、尋問せんとするものが、自己の意志によつて試験することは出來ない。尋問される者が偶然に經驗した夢から、第二次的にこれを分析して研究し得るに過ぎない。

近時フロイド(Freud)が、種々なる研究の結果、精神分析法なるものを唱導して以來、夢に關する分析的研究は、多くの學者に興味を以てなされるに至つた。即ち吾人は、日常の經驗に於ても知るやうに、夢に現はれる事實は、甚だ複雜な性質のものであつて、これを一概にいふことは出來ないが、醒覺中に有意的若しくは無意的に抑壓して居つた觀念や思想が出現することがある。この點が、夢から嫌疑者の精神を觀察せんとする方面である。但し犯罪者の場合に於ては、夢に苦しめられて、醒覺後翻然として自白するに至るが如き場合を除いては、何れも

皆夢に現はれた犯罪に關係した事實をも蔽はんとするのが普通であるから、直接に研究することは出來ないのである。

従つて睡眠中の嫌疑者を觀察して居て、それが夢を見る狀態から、彼等の罪跡の幾分を捕へ得ることは往々あるのである。これは犯罪者の生活としては、頗る興味のある事實であつて、彼等は睡眠に入つて一般の抑壓作用の衰ふると共に、醒覺中に於て抑壓して居た觀念や思想が、力を得て活動を初め、それに關係した夢を經驗するのである。その爲めに彼等が、夢裡に大聲を發して自己の犯罪を悉く告白し、又は被害者に向つて謝罪するといふが如き動作をなすものである。

嘗て或一人の刑事巡査が、或宿屋に泊つて居ると、其の隣室に宿つて居る一人の男が、夜半に蒲團の上に起き上つて色々な事を語つて居る。初めは精神病者であらうと思惟して、格別心にも留めなかつたが、何心なく其の語つて居るところに耳を傾けて居ると、如何にも大事件の犯罪者らしく、切りに自己の惡行を謝罪して許して呉れと拜んで居る。然もかゝる行爲が、二三夜連續して行はれた

ので、遂に其の刑事が夜中泣いて謝罪して居る其の男の背を一つ打つた。すると其の男は茫然たる表情をして居つたが、最後に其の刑事が自分は警官なることを告げ、且夜中に聞いた犯罪事實を其儘詳細に語り聞かせたので、其の男は今更のやうに驚いて、やうやく自己の罪業を自白するに至つたのである。

この種の事實は、決して數多く起ることではないが、然も時々吾人の耳に入ることがある。かくて夢に因る觀察は、總べての犯罪嫌疑者に適用されることではないが、嫌疑者の睡眠中を戒護するやうな任に當つて居るものは、夢による諧言や、苦しげな聲や、表情等をも注意して置けば、彼等の審理上相當な参考資料を得ることも少くないのである。

四、聯想に依る研究法　茲に聯想といふのは、一つの觀念や思想が、他の觀念と密接なる關係に結合して居つて、一方を喚起すると共に、自ら他方とも喚起するといふが如きものをいふのである。而してかくの如き關係は、吾人の精神並に身體の性質に因るのであつて、學者に依つてはこれを廣義に解して、單に精神上の觀念や思想の相互の關係に留まらないで、精神上の活動と身體上の活動と

の關係又は身體上の活動、相互間の關係にまで及ぼして論ずることがある。但し茲には單に精神上の活動相互間の聯想關係について述べるに過ぎない。

(1) 聯想の種類 所謂聯想には、種々なものがあつて、各興味ある關係を有して居る。其の主なるものは、次の數種である。

第一は、接近聯想といはれるものであつて、時間上又は空間上相接近して經驗された二つ若しくはそれ以上の事實が、相互に聯想關係をなして居る場合である。例へば杯を見ればそれと常に同時に經驗される酒のことを思ひ出し、上野のことを思へば櫻花を喚び起して来るといふが如き、何れも接近聯想によつて相聯絡したものである。

第二は、類似聯想といはれるものであつて、二つ若しくはそれ以上の事實の或性質が、相類似して居るといふ點で、相互に聯想關係をなして居る場合である。

例へば、摺鉢の覆せたのを見て富士山を思ひ出し、赤い色を見て火を喚び起し、また遠くにて聞ゆる電車の轆轤の音を聞いて飛行機を思ひ浮べるといふが如き、何れも形や色や音の類似から、互に聯結して居る類似聯想である。

第三は、對比聯想といはれるものであつて、二つ若しくはそれ以上の事實の或性質が、相互に對比的關係にあるため聯想となつて居るものである。例へば、奈良の大佛を見て交友中の小男に思ひ至り、偉人に接して自己の人格の小なるに心づき、醜婦を見て美人を思ふが如き、何れもこの對比聯想である。

第四は、以上のものと稍其の趣を異にし、情調聯想といはれるものがあつて、甲の時に經驗した事實に對する情調と、乙の時に經驗した事實に對する情調とが、或は類似的に、或は對比的に關係し得るものので、ある場合にはその二つの經驗事實は、一種の聯想關係を生ずるに至ることがある。その二つの經驗事實は、一種の聯想關係を生ずるに至ることがある。これを情調聯想といふのであつて、觀方に依つては、類似聯想又は對比聯想の部に入れてもよいのであるが、然もこれ等と異なる處は、類似聯想や對比聯想が、經驗事實其の物の性質に關係して居るに、茲に所謂情調聯想は、經驗事實に附帶した主觀的の感情狀態に關係して居る點である。たとへば、悲しき經驗に接したものが、嘗て友を失つた時の經驗を思ひ出し、又樂しき經驗に接したもののが、嘗て苦しかつた自己の創業時代の經驗を

思ひ出すといふが如きは、この情調聯想である。

かくの如くに、聯想には種々なものがあるが、其の共通の性質としては、上にも述べたやうに或觀念や思想を經驗すると、それに伴つて他の觀念や思想が、相聯絡して想ひ起されるものである。この性質が、虛欺の告白を看破する上に肝要なものとなるのである。

(2) 聯想關係の強度 聯想に依つて虛欺を看破するのであるから、聯想關係の強弱は、極めて重要な問題となるのである。即ち被驗者の精神生活に強き聯想を有するものは、比較的些細な刺戟を以ても、それが適當なるに於ては、容易に所要の供述を抽き出すことを得るものである。

この聯想關係の強度は、要するに聯想の成立する條件に基くものである。即ち、一に、聯想關係を有するものゝ接近の度の近いこと、二に、經驗の新しいこと、三に、聯想關係を有するものが相互に關係して反覆經驗されるひと、四に、明瞭な印象を與へるやうな經驗なること、五に、感情の刺戟の度の強いこと等に因つて、聯想關係は明瞭に現はれるものである。若しそれ等の條件が反對になつて居る

時には、聯想關係は不確實になるのである。

而して犯罪者が自己の犯罪行為に對する經驗の如きは、特別な場合を除いては、何れも其の精神を強く刺戟して居るもので、其の行為に關聯した事實は、何れも明確な聯想關係を保つて居るのが普通である。従つて聯想法による方法は、犯罪者に應用して興味あるものといはねばならない。但し上述の特別な場合、例へば甚だしく感情に激して行つたやうな犯罪行為や、殆んど衝動的に行はれたやうな犯罪行為に於ては、行為者自ら其の行為に關して明らかな印象を有して居ないのが一般であるから、普通の聯想法を以て試験する上に、不適當なことが少くない。

(3) 反對精神作用の排除 こゝに反對精神作用といふのは、聯想的關係にある過去の經驗事實が、吾人の心裡に喚び起されるのを妨げる作用をいふのである。普通の場合においてこの種の作用を起すものは、恐怖・悲哀・心配・失望・四圍の騒擾・疲勞・睡眠不足等である。犯罪者の場合でいへば、眞實を語るまいとの決意の如き、亦この反對精神作用の一種である。

いふまでもなく犯罪者に眞の事實を語らしめんとするには、この反對精神作用を排除することが肝要である。嘗て我邦の某監獄で行はれたことであるが、一人の囚人が某と名のつて居るけれど、それは偽名であるとが殆んど明らかになつて居た。然るに其の男は如何にしても其の本名を自白しやうとしない。そこで一策を案じて、其の男と教誨師と一緒に室のことをついて熱心に語らしめ置き、一人の監獄官が不意に隣室から本名を呼んだ。すると其の男は思はず「い」と答へてしまつた。これ即ち一方に注意せしめ置いて、反對精神作用を排除した一つの例である。

(4) 試験の方法 しかば聯想を利用して、如何にして尋問を試みるのであるか。これには固より色々あるが、其の一として案出されて居るのは、今尋問せんとする嫌疑者に問題となつて居る犯罪行為に關係の深い物件の名や文句を、他の多くの名詞や文句の間へ、それとなく混じて認めた一つの表の如きものを作製し、試験者は被験者に向つて、名詞なら一つ宛文句ならば一文句宛読み上げ、被験者は出來得るだけ早く、これに對して自分の思ひついた物の名なり文句なりを述べるのである。かくてそれを再三反覆して行ひ、其の答へに現はれたところで、其の者の精神を分析するのである。

例へば、表の硝子戸の硝子を外づして或家へ這入り、金時計と鎖と十圓紙幣一枚とを窃取した犯罪者があるとすると、其の犯罪行為に關係の深い硝子戸・時計・鎖・十圓札等の名詞を、他の無關係な名詞の間へ混じて、山・酒・硝子戸・忠・菓子・木・金時計・花・火・川・十圓札・大・電車・川・雨・鎖・書物といふやうに組み立てるのである。或は又、自分の妻を寝取られた或男が、腹立ちまぎれに妻の情夫を松並木で待ち伏せし、暗夜に何心なく歸つて來るのに飛びかゝつて短刀で刺し殺した事件があつたとすると、この犯罪に關係の深い物の名や文句、例へば暗夜・恨・妻・姦夫・短刀・待ち伏せ・松並木・思ひ知れ等を、他のこの犯罪と無關係な名詞や文句に混じて、風吹き・暗夜・川・廣い道・恨・提灯・妻・友達・東京へ行つた・姦夫・車・短刀・花を見た・烟・松並木等のやうに組み立てるのである。

(5) 試験の結果の觀察 右のごとき名詞や文句を列べた表に就いて、被験者を試験した結果は、次の數點に注意しなければならない。

第一は、表中に組み立てられて居る名詞や文句に對し、聯想の結果答へられた言葉を觀察することである。若し試験者の發言したものが、被験者的心裡に存する或觀念に密接な關係を有するものである時には、其の觀念が極めて容易に喚起されて答へられる道理である。若しこれに反し、何等特別な關係もない者である時には、それに對する聯想的の答へが容易になし得られぬ道理である。且かゝる答へが、極めて用心深くなされるに於ては、眞に聯想關係にないものが、故意に答へられることもあるべきなれど、上述のやうに無關係なものゝ間に介在して發言されるやうな時には、自己に頗る不利なものであつても、我れ識らずに答へるものであつて、時には殆んど反射的に答へるとすらもあるのである。而して所要の犯罪行爲に關係深き名詞や文句に對して答へられたものが、特に其の犯罪に關係ある事實であるか、或は故意に自己の眞の聯想を變更して答へるとから、これを他の者に對する答へに比較して、極めて不自然な内容を有する事實であるか等を檢するのが肝要である。若し其の種の傾向が明らかに認められる時には、被験者が其の犯罪に少からぬ關係にある者といふべきである。

但しこれには尚次の諸條件をも同時に觀察しなければならない。

第二は、發問より答へをする迄の時間である。固より此時間は、發問とそれに対する被験者の聯想の關係とに因つて、各相違するのであるが、其の中に於て特別に速に答へられたものと、著しき躊躇の後に答へられたものとは注意すべきものである。即ち速に答へられたのは、聯想關係の確實なものであり、躊躇の後に答へられたのは、全く聯想關係を有するものが無かつたのか、又は聯想關係を以て心裡に喚起されたものが、其の場合の答へとして不利であると考へたからである。而して若し問題となつて居る犯罪行爲に關係ある發問に對する答へが、何れも此種の現はれ方をした時には、被験者はその犯罪に就いて注意すべき人であることが推定されるのである。

次にかかる試験が、同一の表で再三繰返して行はれる時には、其の各回に於ける上述の反應時間を、同一の發問に就いて比較して見ることが大切である。例へば初回に甲なる發問に對して頗る迅速に乙なる答へがなされたのに、二回には暫時躊躇の後に前回と異つた丙なる答へがなされた様なとがあれば、甲なる

發問の内容と被験者の精神とが、何等か特別の關係を有することが大凡推察される。殊にそれが問題となつて居る犯罪に密接な關係にあるやうな場合に於ては、特別に注意しなければならない。

第三は、表情の變化である。吾人は、自己に極めて密接な關係に存するもの、特に自ら秘密に附するやうなことを假令一言たりとも突然に發言されるに於ては、多くは其の表情殊に顔面に著しい變化を與へるものである。かくて若し上述の試験中に、或種の發問に對してのみ、殊更に面色に異常を呈することがある時には、その發問された言葉と、其の人の精神との間に、何等かの關係あるを暗示するものである。従つて問題となつて居る犯罪に關係した發問の多くが、他の發問に對する場合と異つて、其の表情に顯著な變化があつたならば、其の被験者を注意すべきものと觀ねばならない。

但しこの聯想に依る試験は、特別な裝置をも要しないで行はれ得る反面に、被験者にこの種の試験に應ぜしめるやうに説明することの往々不便な場合がある。殊に知能の發達の低いものに對してさうである。のみならずこの種の試

験は、教育上等の實験には用ひられて、種々興味ある結果が擧げられて居るが、犯罪者の尋問には殆んど未だ用ひられて居ないのである。

尙聯想に依る研究法として、上述のものよりも一層興味あり、且確實な結果の得らるゝものに、次の二種がある。

五、聯想時の呼吸に依る研究法　これは嫌疑者に、問題となつて居る犯罪事件に關する主なものを見せ又は聞かさせ、其の時の呼吸狀態を觀察するのである。これには特別なる裝置を要し、先づ被験者の胸部に呼吸計を固定せしめ、微細なる呼吸の變化をも知ることの出来るやうにして置くのである。今マレーの裝置の大要を述べんに、呼吸に伴ふ胸部の廓大と縮小とに因つて、小箱に張られたゴム膜が伸縮し、從つて小箱内に存する空氣の壓力が増減し、その變化がその小箱と連續せる細いゴム管を經て、他の記載器に張られた薄きゴム膜に及び、それが更に軽き針の上下の運動となつて現はれ、其の上下の針の運動は、一定の速度で回轉して居る圓筒に巻きつけた煤煙紙に波狀をなした線を畫くのである。而してこの波狀の線は、呼吸の變化を極めて微細に示すから、普通では知る

ことの出來ないやうな點をも、最も明瞭に現はし得るのである。

この裝置の整つたところで、試験者は先づ被験者の普通の呼吸の波線を煤煙紙に畫かしめつゝ、被験者に關係ありと思はるゝ物件、例へば児器、偽造文書、其の他現場に於て見出された遺留品等を突然見せ、又は問題となつて居る犯罪に關係ある新聞の記事を、他の記事の間に挿んで読み上げて聞かさせ、其の際に、煤煙紙に符號を附して置くのである。かくて若し其の符號を附したところから、急に呼吸の波線が著しく變化したとせば、少くとも其の時に刺戟となつた物件や記事が被験者の精神に少からぬ影響を與へたものといはねばならない。何となれば、吾人の呼吸運動は、外界の刺戟殊に特殊な感情を伴つたやうな刺戟に接する時には、甚だしく變化するものであつて、これを制御することは極めて困難であるのみならず、制御せんとして不自然な呼吸狀態が、却つて異常を呈した波線となつて現はれるのである。

かかる呼吸に依る研究は、實驗心理學では常に行はれて居ることであるが、我邦でこれを刑事上に使用した例は極めて少ない。最近に淺田醫學士は耳聲せ

りとて審理上至大の困難を與へた或放火・殺人事件の被告について、この方法を採用して其の虚偽を極めて顯著に看破された。

即ち被告は、注意深き各方面からの診察の結果、特に聾を來たすべき原因は認められなかつたけれども、未だ眞に聞えるやを決定することは出來なかつたので、上述の呼吸計の裝置をなし、被告の耳邊で音の極めて高い笛を鳴らしたのに、其の時から呼吸は大きく不規則に亂れて現はれた。次には又被告の犯罪に関する新聞記事を被告に聞かするといふ様子をせずに、それとなく讀んだところ、其の読み初めから、呼吸は前のに増して甚だしい變化をなし、一般に呼吸が大きくなり、且吸氣から呼氣に移るところで、續いて精神の動搖を靜めんと努むるが如くに、細かい呼吸が數回現はれ、記事を讀んで居る間は、この變態な呼吸が續けて現はれた。

これ等の事實を以てせば、耳の聞えぬものには決して見ることの出來ぬ呼吸の著しい變化であるから、當然耳の聞えるものと断じねばならぬのである。且被告の行つたと思はれる新聞記事の刺戟に於て、特に變態な呼吸の現はれたこ

とは、最も興味あること、いはねばならぬのである。

而してこの研究法は、上述のやうに未だ一般には行はれて居らぬことであるけれども、極めて有效な方法として、科學的捜査の一部に加へ、以て虛偽の告白を看破し、嫌疑者と問題にされて居る犯罪との關係をも判定すべきである。現にこれを利用して居る國もあるのである。

六、聯想時の脈搏に依る研究法　吾人の精神活動殊に感情作用と血液の運動とは、不可分離の關係にある者で、其の著しい場合は、吾人の日常經驗に於ても明らかに知られるのである。例へば恥しい時に赤面し、恐しい時に蒼白となるが如きは、最も普通の現象である。脈搏も亦呼吸の場合と相類した裝置の下に、これを精細に波線に記さしめることが出来る。尤も脈搏の場合にも種々な裝置があるが、レーマンの考案になるものは、前腕を温水で満たし空氣を排除した筒中に入れて密封し、静に保ち、脈搏に因る微動が筒中の水に對して壓を加へ、それが水を満たした細いゴム管を經て、波線記載の針に運動を起さしめ、呼吸の時と同じやうに、煤煙紙へ波線を畫かしめるのである。

上述の如き裝置を施さしめた被験者に、問題となつて居る犯罪に關係ある物を見せ、又は新聞記事等をそれとなく読み聞かせる時には、若しそれ等の刺戟にして被験者に密接な關係を有するものであつたならば、犯罪に關した種々な聯想を喚起し、特殊な感情を起し、その爲めに脈搏に著しい急劇な變化を與へるのが自然である。而して脈搏は、呼吸よりもこれを自ら制御することが困難であるから、この種の研究には極めて有効なものといはねばならない。但しかし、試験に際しては、突然に問題となつて居る犯罪に關した事實を刺戟とするよりも、その前に他の犯罪に關した事實を刺戟として與へ、其の間の變化を見るのが肝要である。即ち若し問題となつて居る犯罪に、何等關係がないならば、その刺戟のところで急に脈搏に變化を及ぼすとはない道理である。然るにそれに反して若しそれと密接な關係があるならば、それに對する聯想上必ずや急劇な變化が起るべきである。

これも亦呼吸に依る研究法と同じく、極めて注意すべき方法なるに拘らず、未だ刑事上の實際には殆んど應用されて居ないのである。

四、犯罪人の處遇

實驗心理學の發達と犯罪人との關係に於て、吾人の看過することの出來ないものは、犯罪人の處遇に關する問題である。固よりこの問題は、これ迄述べ來りたるものとは、大に其の性質を異にして居るけれども、こゝに附帶して一言しなければならない。

ロムブローザが、犯罪人を科學的に研究してより、犯罪人に對する從來の思想は、當時に於ける一部の思想と相俟つて、殆んど一變するに至つた。即ち從來は主として犯罪行爲によつて犯罪人を處遇したのであるが、犯罪人の精神や身體の狀態を精細に調査して見られた結果、同一の犯罪行爲を行つたものにも、その行為に至る迄の經驗や動機には、千差萬別あつて、これを一様に取扱ふのは極めて不自然な且不適切なことであると觀られるに至つた。而してこれ等の犯罪者の各個人間に於ける精神的方面の相違を、精細に研究する上には、近代に於ける實驗心理學の進歩が最も力を與へて居るといはねばならない。

ビネー (Binet) やシモン (Simon) が精神検査法なるものを考案し、一定の標準の

下に被験者の精神状態を鑑定することを試みて以來、多くの學者がこの方法若しくは自らの考案になる方法の下に、興味ある研究の結果が公にされるに至つた。かくてこれが兒童の教育方面に應用されたのはいふまでもなく、犯罪人特に少年犯罪者の精神鑑定に用ひられ、犯罪人の精神的階段を定め、その下に適當なる處遇方が採られる途が、漸次に開かれるに至つた。近時、不良少年若しくは不健全兒童に關する各種の施設の勃興して、犯罪を未然に防がんとするに及んで、益々この方法の應用が重要視されるに至り、各種の機關に收容するに先立つて、身體状態と共に精神状態を検査して、それ等の將來に最も適切な施設に依託せしめんとする機運となつた。

従つて今迄、單純に不良な行為の性質に依つて處遇され勝ちであつた犯罪人は、其の個人の心身状態に應じて處遇しなければ、其の處遇の効果は見られずと考へられるに至つた。これを刑罰思想の上からいへば所謂罪刑法定主義から罪刑個別主義に、又所謂客觀主義から主觀主義へ移らしめる一つの主なる根據を與へ、それに對する相當の効果を擧げしめる上に、力のあつたものといはねば

ならない。但しこの種の検査は、精神病理學に負ふところも頗る大であるのは、いふまでもないことである。

科學と犯罪

終

大正七年十一月三日印刷

大正七年十一月廿八日發行

科學と犯罪

定價金參圓

右代表者
發行者兼

大日本文明協會

市 島 譲 吉

東京市麹町區元國町一丁目廿二番地

印刷者

高 桑 基 次

東京市京橋區西船屋町二十七番地

印刷所

株式會社秀英舎

東京市京橋區西船屋町二十七番地

複製
不許

發行所

株式會社文明書院

東京市麹町區元國町一丁目廿二番地

電話番号三五四二番
振替口座東京一七二〇番

版三
獨逸は何敗歟
全

前駐獨米國大使ゼイムス・ゼラード氏原著
大阪朝日新聞記者
マスター
オブ・アーツ 島谷亮輔君譯

ムス・ゼラード氏原著
マスター・島谷亮輔君譯
オブ・アーツ

大日本文明協會臨時刊行會

菊版總布美裝紙數約五百頁 定價金貳圓貳拾錢送料十二錢

獨逸は何故敗

一錢全

座口金貯蓄院
番〇二七一京東 賣發院書明文
區町薌市京東
目丁一町圓元

新刊 戰爭·和平 及 將來 全

瑞典 エレン・ケー 女史原著
日本 本間 久雄氏 翻譯

送正中
價版美裝
料壹圓五箱
內地金拾錢不

要
觀　四、戰爭と神　五、婦人と戰爭　六、婦人と世界平和　七、婦人と政治的責任
八、愛國的世界主義　九、歐洲大戰と兩性問題　十、歐洲大戰中に於ける婦人
の事業　十一、歐洲大戰と婦人の平和事業　十二、戰後の文明と婦人

本書は現代にあける女流思想家の隨一、瑞典のエレン、ケー女史が、その最も穩健なる國家主義の立場から、今次の歐洲大戰の原因と經過と及びその善後策とを主として婦人問題に聯關して論述した長論文十二篇を収めたものである。その觀察の細緻なる、その批判の公平なる、その主張の熱烈なる共に本書をして類書中稀に見る名著たらしめてゐると稱せられる。國家主義と世界主義とは戰後如何に交渉すべきか？戰後文明の歸趨如何？戰後婦人の覺悟は如何といふ如き重大問題は本書によつて始めて穩健に、而して徹底的に解決されるであらう。請ふ一本を思想家、文藝家、教育家、爲政家の座右に捧ぐる所以である。

京。東。三。替。七。振。一。賣。發。院。書。明。文。區。町。縣。市。町。區。

英國ロバート・モーリス原著
日本オブデクニナル・田中達氏翻譯

本原書は原著者が大限
會長に寄贈せるもの也

新刊 生物學と人生

全

菊版美裝箱入 定價金貳圓五拾錢 送料金拾貳錢

本書は生物學に基盤を置いて、廣軌的に人生を解釋した珍らしい快著である。隨つて著者の本書に於て觸れたる問題は、微生物の力、眞理、心意、物質、重力、機械生活の發展、原形質の成老新陳代謝、微生物的作用、飲料、煩悶、本能、意志、選民、文學、天才、實在編、音樂、美術家、情感、神經質、意識、晚婚、適者生存、獨子、柔弱性と勇婦性、女子性、職業、優良學、生產率、進歩率、戰爭、獨太人、黑人、教育、學校の性問題、環境等殆んど應接に遑なき程である。思想は嶄新であるが無論突飛的ではない、問題は廣いが決して散漫でなく、悉く皆微生物のレンズを通して集中されて居る。保守的思想の人は、本書を讀んで或は驚駭するであらう。然し日進の學術思想に接して其氣分を爽かならしめんとする人は趣味の何時までも竭きざるを感じするであらう。

提要世界教育史

好評

米國コロンビヤ大學教授ボール・モンロー博士原著
日本東京帝國大學教授文學博士吉田熊次先生序

大日本文明協會譯

菊判總布全一冊

紙數六百五十頁

正價金壹圓九拾錢

送料内地金拾貳錢

文 明 院 發 賣 書

番五〇一〇一町番東電話
番〇二七一

要
最簡單なる教育——東洋の教育——希臘人——羅馬人——中古時代の人文的教育宗教非宗教改革
——實業的教育——訓練的教育——教育上の自然主義——教育的心理學的傾向——近世の科學的傾向
——教育上の社會的傾向——結論

尙本書は東京女子高等師範學校學生用參考書に採用せらる。

本書は米國第一の教育史家たるモンロー博士の著なり内容は歴史上に於ける重要な典型的事實を叙述按排し其間巧みに古來の教育的理論及び實際の發達の徑路と闡明せらる。吉田博士の序に曰く「(前略)其奥には深き専門的研究の存するものなれば最も正當なる順序を経て生れし教育史の教科書といふべし」と以て本書の真價を知るべし。教育家は勿論一般人士の一讀を薦む。

文 明 院 發 賣 書
東京市元町一丁目一號
東京市元町一丁目一號

京

○

七

一

刊近

ギュスター・ブルボン氏原著
大日本文明協會譯

大日本文明協
會臨時刊行書

民族心理及群众心理

目 烟

東京市麹町區元町一丁目
文明書院發賣

刊近

大英國シャーロット・ギルマング女史著
日本文明協會翻譯

大日本文明協會臨時刊行書

生活と兩性問題

新型袖珍版約四百頁 定價一圓七拾錢 送料內地八錢

婦人の進歩は人類の進歩を意味す。婦人運動の聲近時大に喧然たるものあるがその要旨は婦人を器械的位置を脱せしめ自覺せる人としての取扱を要求せんとするのみ。然れどもかゝる取扱は婦人が自覺せざる非獨立的狀態にある以上は如何にするも得べからざるなり。而してその根本は婦人に經濟的獨立なく經濟的頭腦なき故なりとすべし。本書は此の根本問題に銳利なる解剖刀を振るへるもの、新社會の婦人たるものには論なく、この問題に留心せらる一般人士も必讀を要する好著たり。全篇十五章毎章不磨の卓見を語る。請よ速に一本を購へ。

東京一七二〇番地貯金口座

文明書院發賣

東京市麹町區元町一丁目

刊近

文明と婦人

米國ハリエット・ビイ・プラッドベリイ原著
大日本文明協會譯

大日本文明行會

新規袖珍版約四百頁 定價一圓七拾錢 送料内地八錢

要

女權運動—戀愛の起源—印度教に於ける愛と法—儒教(孔子教)と孝の德—

日本藤原時代の女子—日本人生活の暗黒面—回教の理想—異教的歐洲の女子—武士道及びその結果—家庭生活—近代の趨勢—優生學と人種的自殺

これ文明を背景とせる世界婦人史なり。原著者序して曰ふ、自然征服が男性の歴史を語るならば家庭及び家族關係の發展は女性の歴史を語る。古代にあつて技藝工芸許文作の創始者は婦人なりき。従つて婦人は家庭内労働より遠ざかること能はざりしにして其進歩は遂に男性が其労働を一つ宛取り去つて一個完なる工藝に組織するに至つた。かくて家庭は自由を得てはを以て其概要を知るべし。殊に日本婦人が人道的宗教の祭司となるべき時機となれり。はを費す。敢て一本を薦む。數十頁を費す。

座口金貰替振東
番〇二七一京東
賣發院書明文
區町麹市京東
目丁一町岡元

31775
Te 43

終

